

令和5年度 第三者評価結果（一時保護所）

TYPE	種別	一時保護所
①第三者評価機関名		
ORG	合同会社 静岡評価センター	
②評価調査者研修修了番号		
H34	SK2021147	
H35	SK2021146	
H36		
H37		
H40		
H41		
③施設名等 * 部分は非公表とします。		
H1	名 称 :	静岡県児童相談所一時保護所 B
H2	施設長氏名 :	児童相談所長 市原 真記
H3	定 員 :	20名
H4	所在地(都道府県) :	静岡県
H5	所在地(市町村以下) :	*
H6	T E L :	*
H7	U R L :	*
【施設の概要】		
H12	開設年月日	平成16年11月
H13	経営法人・設置主体（法人名等） :	静岡県
H14	職員数 常勤職員 :	8名
H15	職員数 非常勤職員 :	6名
H16	専門職員の名称（ア）	社会福祉司
H17	上記専門職員の人数 :	3名
H18	専門職員の名称（イ）	精神保健福祉司
H19	上記専門職員の人数 :	1名
H20	専門職員の名称（ウ）	児童指導員
H21	上記専門職員の人数 :	4名
H38	専門職員の名称（エ）	
H39	上記専門職員の人数 :	
H22	専門職員の名称（オ）	
H23	上記専門職員の人数 :	
H24	専門職員の名称（カ）	
H25	上記専門職員の人数 :	
H26	施設設備の概要（ア）居室数 :	男子児童居室7室、女子児童居室7室
H27	施設設備の概要（イ）設備等 :	面接室1室、心理指導室1室、ホール1室、食堂1室、学習室1室、男子児童浴室1室、女子児童浴室大1室・小1室
H28	施設設備の概要（ウ） :	
H29	施設設備の概要（エ） :	
④理念・基本方針		
H30	【理念】・人権の尊重 ・意思表明権の尊重 ・個人情報の保護 ・受容的関わりの促進 ・研修と自己研鑽 【基本方針】・子どもの不安に対応する ・情緒の安定を図り、安全で安心できる環境の提供 ・保護中の子どもの権利擁護	
⑤施設の特徴的な取組		
H31	・緊急の保護に対応する	
⑥第三者評価の受審状況		
H8	評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和5年10月24日
H9	評価実施期間（イ）評価結果確定日	
H32	受審回数	1回
H33	前回の受審時期	平成29年度

⑦総評

【特に評価が高い点】

◆職員の努力と安心・安全な生活の提供

運営に関する内容は、「運営マニュアル」に詳しい記載があり、個々に持つ「職員用ハンドブック」を全員の共通バイブルとして活用している。職員全員が、「子どもに対して同様に対応すること」や「子どもにとっての最善を選択すること」を常に意識して支援している。慢性的な職員不足の状況にありながら、職員一人ひとりが「何かできることはないか」を考えて意見を出し合い、積極的に行動している。脆弱な職員体制で安全・安心に配慮した支援を行うことは負担も大きいですが、事故もなく子どもが安心して生活を送れていることは、職員の日頃の努力の賜物である。

◆子どもの気持ちへの配慮

不安を抱えて入所してきた子どもたちは、職員に「大切にされている」と感じながら生活している。職員は、子どもの話を真剣に聞き、良いところを褒め、悪い癖については「なぜいけないか」をしっかりと教えている。不穏な様子を心配して寄り添った職員に対して、子どもは「安心した」と感じている。一時保護所は、子どもたちが職員の言動を見習って挨拶やマナーを学ぶ場でもある。子どもから職員に対して、「呼び方や乱暴な言葉を使わないので、自分から接しやすくて良い」との声が届いている。

◆地域連携に対する意識の変化

子どもの秘匿性を守るために、今までは地域との交流には消極的な面があった。子どもの権利には様々な要素が含まれており、「教育を受ける権利」においては地域の原籍校との連携が必要で、「医療ケアを受ける権利」では地域医療機関との連携が必要となるなど、日々支援する中で連携の重要性を実感している。子どもの様々な権利を総体的に守るために、必要に応じて地域交流の幅を広げていく考えを示している。課長自ら毎月のお便りを作成し、関係機関各所に「一時保護所の現状と子どもの様子」を発信している。課題である一時保護所と地域学校との連携への糸口として、市町村要保護児童対策地域協議会への参画を実現させている。

【特に改善を要する点】

◆「子どもの最善の利益」についての理解

一時保護所に入所する子どもたちは、一時保護所職員と児童相談所担当課、また一時保護所に関わる県の担当課などによって守られている。関わりを持つ職員は、社会的養護における理念「子どもの最善の利益」について同様に理解し、一時保護所の実状を把握することが望ましい。直接支援を行う一時保護所職員の力だけでは、「子どもの最善の利益」を達成することは難しい。関係する担当課の理解と協力が求められる。

特に改善を要する具体的な内容は以下の通りである。

◇慢性的な職員不足の解消

障害を持つ子どもの入所が増加傾向にあるが、専門知識を持った看護職員や保健師の配置が行われていない。職員配置については、前回の第三者評価においても指摘を受けている。「子どもの最善の利益」とは、主に子どもの権利擁護と安全・安心の確保であるが、子どもの健康管理には課題がある。精神薬の取扱いや症状の判断、また副作用への対応に関しては的確な判断が求められるが、精神薬は子どもの生活や健康に大きく影響するため、職員にとって大きな負担となっている。看護職員や保健師が普段の健康管理を行うことで、より迅速な判断と行き届いた支援となる事が期待される。また、学習支援においても、学習支援員が1人のため十分な支援が行えていない。職員体制が不十分な状態で支援を継続することは、保護所の運営が管理的になりやすく、子どもの権利保障の観点において問題である。職員が無理をして現状をしのぐことがないように、適切な人員配置となることが期待される。

◇施設整備の修理、交換の迅速化

建物や設備の老朽化や不具合については、簡易的な破損などは職員が工夫して直している。空調設備や什器など、予算措置が必要な物に関しては、児童相談所の総務課を通すため補修や購入に至るまでに長期間かかってしまう。子どもにとって「過度な寒さや暑さ」などは不穏の原因となり、生活や健康に影響を与える環境となり得ることを考慮すべきである。保護所内の設備は必要最低限であることを認識し、設備の修理や交換に関しては一刻も早い対応が求められる。保護所内の設備整備や修繕に関して苦慮している内容について、静岡県健康福祉部や児童相談所担当課による視察等を実施し、子どもの実際の生活レベルや保護所内の設備状況を把握することが望ましい。子どもの健康に配慮した生活環境を維持できるように、早急に改善策を検討することが期待される。

H10

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、当所の第三者評価の方ありがとうございました。

今回、当所の評価をしていただき、改めて当所の運営全般について職員個々が当所の運営について考える機会になったことは非常に有意義であったと感じています。

評価の中でも特に看護、保健師等の配置、年齢に応じた余暇提供と遊び場の提供については、引き続き当所運営に関係する機関とも相談しながら、より充実したものとなるよう働きかけていこうと思います。

また地域社会との交流や業務時間内における職員の研鑽等については、施設の特异性等を「できない」理由としているとのご指摘を受け、今後は実現するために何が必要かという視点を強く持ちながら取り組みを進めたいと考えております。

H11

今回の第三者評価結果を踏まえ、今一度当所の運営について職員全体で共有し、常に「子どもの利益」を考えながら日々取り組むことが必要であること、御指摘いただいた内容は、まずできることから次年度の事業計画へ反映させ運営改善につなげていきたいと考えています。

子どもの意見と共に、職員の大胆な発想や考え方を大切しながら引き続き子どもが安心感を持って楽しく過ごせる生活環境の提供に努めていきたいと考えています。

* 子どもの主体性を持った生活への取り組みについては、今月から「こども会議」を開催することが決まりました。試行錯誤を繰り返しながら、児童にとってより良い生活環境となるよう努めていきたいと思っています。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

評価結果表（静岡県児童相談所一時保護所 B）

I 適切な養育・支援の実施

(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
①	子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 一時保護所の基本理念と基本方針は、「運営マニュアル」や職員用のハンドブックに記載があり、職員個々が常に意識している。一時保護期間中の養育・支援で重視していることは、様々な制限がある中でも、なるべく子どもが主体的に生活できるように支援することである。養育・支援する中で、判断に困った時や確認が必要な場面では、自己判断せずに職員用のハンドブックで確認したり、上司に意見を聞いたりしている。毎週の観察会議と課内会議において、子どもの処遇に対する検討や見直しは、基本的な人権に配慮して行われている。		
(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
②	一時保護所の援助内容等について、子どもにわかりやすく説明している。	a
【コメント】 一時保護所のルールや援助内容などは、子どもの年齢や理解度等に応じて3パターンの「入所オリエンテーションのしおり」を提示して説明している。しおりには、文字の大きさやふりがななどの読みやすさへの配慮があり、「できる事とできない事」や「他の子との関わり方」については、イメージしやすい大きな絵図で表現している。また、説明のほとんどがルールであるため、具体的な制限については断定的な説明になっている。様々な制限があることはやむを得ないが、「安全で安心な場所」であることを絵図等で視覚的な安心感を与えることが期待される。関係者等の見学の希望には対応している。		
(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
③	養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 児童相談所より入所の打診があった場合は、「入退所マニュアル」に沿って入所準備を行っている。保護されて初めて入所する施設である場合が多いため、子どもが安心するようにわかりやすく丁寧に説明している。一時保護所と保護者が直接関わる事はなく、保護者への説明等は児童相談所のケースワーカーに一任されている。養育・支援を含め、子どもの生活の過程は「行動観察記録」にまとめ、児童相談所情報管理システムを通じてケースワーカーと情報共有している。子どもや保護者への説明は、ケースワーカーから必要に応じて行われている。		
(1) 子ども本位の養育・支援		評価結果
④	措置や地域・家庭への移行等、一時保護解除後の養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 措置や地域・家庭への移行等に際して、必要な情報はケースワーカーから移行先に伝えられている。一時保護所では、子どもの行動診断や行動のまとめを行い、措置後の支援において連続性が維持されるように配慮している。子どもとの望ましい関わり方などの情報は、児童相談所を介して保護者に伝えられている。解除後の養育・支援は児童相談所が対応しているため、一時保護所ではアフターフォローは行っていない。		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価 結果
⑤	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 子どもの満足を把握する調査は、退所の際に行うアンケートや意見箱の利用、また児童相談所職員による面接で聞き取りを行っている。聞き取りやアンケートの内容から分析を行い、改善が可能な意見は積極的に取り入れている。退所の際に行うアンケートは、今後の改善に向けた取組みとしては有効な方法である。夕食後の10分を活用して子どもたちの話を聞いたり、夕方に日記を書く時間を設けたりして、子ども一人ひとりの思いや希望を把握するように努めている。主体性を持った生活を送るきっかけとなるように、子どもたちが主となる活動として「子ども会」等の設置が期待される。		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価 結果
⑥	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
【コメント】 毎週の観察会議において子どもの状況を共有し、職員全体で検証と検討を行っている。日常的には、業務日誌をもとに引継ぎが行われ、的確な情報伝達が行われている。子どもの状況を確認して最善な方法について日々話し合い、適切に対応している。子どもの最善の利益となる支援を目指すためには、子どもの状況や思いを把握して対応すること、さらには専門職との密接な連携が重要であることを職員は理解している。連携が必要な対応については、一歩掘り下げた情報交換や話し合いによるすり合わせを行うことが期待される。		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価 結果
⑦	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所（一時保護解除）後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 退所後のアフターケアは、児童相談所のケースワーカーが担当している。一時保護所では、退所後の相談窓口についての詳細を伝えることはしていないが、退所後にも担当のケースワーカーや児童相談所に相談ができることを伝えることは、繋ぐ役割として一時保護所でも行うことが望ましい。このような、移行の際の小さな配慮を含め、役割を緻密に分担されるためにもケースワーカーとのより深い連携が期待される。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 大人と話をすることが苦手な子どもが多く、子どもから意見を言ったり発信をすることが少ない。職員は、大人と一緒にいても安心できるように、子どもの不安を取り除くように努めている。職員自身も個々の対応において「何かできることはないか」と日々模索している。利用者アンケートの回答から、職員への信頼が増していることが窺える。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】 毎日の日課は、絵図や写真などで子どもの年齢に合わせたわかりやすい「しおり」で説明している。日々子供との関わりを大切に、信頼関係を築けるように努力している。高齢児が閉じ込められている感を抱かないように対応している。実年齢と本人の能力に差が生じている場合は、その子供の能力に応じた学習ができるように支援している。子ども一人ひとりの意思を尊重した対応には至らない部分はあるが、継続して意思確認と適切な対応に努めている。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【コメント】 朝と夕方の職員体制が不十分なことから、見守りが一人になってしまっている。そのため、つい静止するような声掛けをしてしまうことがある。子どもの意思や思いを尊重するために、「問いかける声掛け」を意識して対応することが望ましい。注意されることはあっても褒められることがない子どもが多いため、極力褒めるようにしている。褒められたことがわからない子どもがいるため、褒めすぎないようにするなど褒め方にも気を配っている。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
④	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】 標準的な実施方法は、職員用のハンドブックに文書化されている。「運営マニュアル」はいつでも閲覧できる場所にあり、職員は内容を確認している。週1回の観察会議では、職員と子どものやり取りや申し送り時の対応について情報共有や意見交換を行っている。個人記録には、子どもと職員のやり取りをその都度細かく記入している。個別の指導については、子どもの権利擁護の観点を含めて慎重に検討し、実施する場合には適宜周知を図り、観察会議で確認を行っている。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑤	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 実施方法の記載された「運営マニュアル」は、職員全員で毎年1回見直しを行っているが、大きな改訂は行っていない。支援方法は児童相談所の職員が策定しており、月1回の観察会議で話し合いが行われているが、明文化はされていない。職員や子供からの意見や要望は、その都度話し合いを行い確認しているが、仕組みが確立するまでには至っていない。適切な見直しや検証を実施するためには、策定された支援方法や実施までの経緯を明文化することが求められる。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑥	アセスメントにもとづく個別的な支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】 一時保護所は児童養護施設とは異なるため、支援計画は作成していない。一時保護所は緊急保護が多く、入所期間も短期であり個別的なアセスメントに基づいた支援計画の策定は困難である。支援方法は、児童相談所と連携して情報共有と確認を行いながら実施している。一時保護所としては、「安全に保護する事」を最優先として行動観察を重視した支援を行っている。支援計画は作成していないが、PDCAサイクルを意識しながら行動観察を行い記録を残している。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑦	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】 支援計画は作成していないが、子ども一人ひとりの生活状況などは所内の業務日誌に記入して職員間で共有している。業務日誌の内容を児童相談所情報管理システムに入力して、児童相談所の職員にも状況が伝わるようにしている。同様に、児童相談所のケースワークの状況も把握できる仕組みとなっている。主観的もしくは客観的な見方によって記録内容が異なることがないように、随時課長職が記録内容や書き方について確認を行っている。最低限統一すべき記録のルールについては、共有しやすい方法で定めることが期待される。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価 結果
⑧	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 子どもの記録は個々のケースファイルで管理されており、課長が管理責任者である。県の個人情報取扱規定を守り、漏洩のない様にしている。県の個人情報の取扱いに関する研修などを基本として、パスワードの設定や電子決済システムを活用するなど、所内の情報の取扱いには最新の注意を払っている。事業計画として「文書・ケース記録・保護児童の写真等の整理に関する事」に細かい手順の記載があり、担当が変わっても困らない内容が記載されている。		

Ⅱ 子どもの人権尊重・権利擁護

(1) 権利の保障		評価結果
①	施設の理念、運営方針等には、子どもの人権尊重の視点が盛り込まれ、職員へ周知されている。	a
【コメント】 「人権の尊重」や「意思表明権の尊重」など、子どもの人権を守る基本理念を掲げている。運営方針には、理念に沿った具体的な内容が示されている。理念や方針は職員用のハンドブックに明記されており、職員室にも掲示している。子どもには、入所時に年齢や理解度に応じた「しおり」を用いて説明を行い、保護者には、児童相談所の職員が説明している。子どもの人権尊重に関する部分について、定期的に職員全員で内容の見直しを行っている。		

(1) 権利の保障		評価結果
②	子ども自身が、自らの権利等について理解することができるよう、説明や周知を行っている。	a
【コメント】 子どもが入所する際に、年齢や理解度に応じた「しおり」を用いて「子どもの権利」について説明している。子どもの権利養護に関する研修等への参加機会には恵まれていないが、月1回の観察会議において子どもへの説明が適切に行われているかなど話し合い確認している。子どもたちが集まるタイミングで話題にするなど、子どもが意識できるように分かりやすく話している。		

(1) 権利の保障		評価結果
③	子どものプライバシーに配慮した処遇を行っている。	b
【コメント】 プライバシー保護や虐待防止の規定、マニュアルは整備されている。所内での職員研修は行っていないが、一時保護所として共通した配慮などについては、定期的に確認する機会を確保することが望ましい。食堂や広間においてのプライバシーへの配慮は構造上難しい面があり、集団から一人になれるようにパーテーションで区切ったりカーテンを使って一人の空間を作ったりしている。居室入口には、直接部屋の中が見えないように、カーテンや紙を貼ってプライバシーに配慮している。		

(1) 権利の保障		評価結果
④	子どもが発言する権利、要望・苦情等を表明できる権利を保障し、要望・苦情等を訴えやすい仕組みをつくっている。	a
【コメント】 子どもに対してはわかりやすく説明した資料を掲示しているが、保護者とは直接会う機会がないため、一時保護所から書面の配付や説明は行っていない。子どもには、フィードバックをしたり名前を伏せて公表することを説明している。子どもが自分の意見を述べやすい雰囲気を作ったり、意見箱の活用方法を説明したりしている。職員に気軽に話せるような雰囲気作りも心がけている。利用者アンケートでは、入所中の子どものほとんどが「話しやすい」と回答している。子ども同士での会議や話し合う場の提供は、子どもの入れ替わりが激しいため実現できていないが、検討は行っている。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑤	子どもが教育を受ける権利を保障し、学校での授業や自習など子どもが一般的に得ることのできる学習環境にも配慮した体制を整えている。	b
【コメント】 教員免許を取得している学習指導員が、子ども一人ひとりの学力レベルを把握している。判定テストの結果に応じた参考書や問題集などを個別に用意して、基礎学習を中心に支援している。すべての子どもが対象ではないが、原籍校で使用している教材を持ち込んで支援を行うこともある。子どものプライバシー保護等への配慮により、地域資源である外部のボランティアを受入れは行っていない。担当の児童福祉司が原籍校と連携しているが、日々の指導に関しては学習指導員と連携する事が望ましい。「子どもの最善の利益」を最優先に考えた連携体制が期待される。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑥	虐待などで心身に傷を負った子どもに対し、行動特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている。	b
【コメント】 児童相談所の担当児童心理司と連携を図っているが、一時保護所職員として十分な支援が行われているとは言い難く、満足度は少ない。外部研修等への参加はできていないが、毎朝課長から心理的ケアが必要な子供へのスーパービジョンを受けている。保護者への助言や援助は児童相談所が行い、所内の会議で心理検査の結果や受診の報告が行われ職員間で情報共有している。心理ケアが必要な子どもには、支援の内容やタイミングなど、的確な判断をスピーディーに行う必要がある。所内の心理職員は、非常勤であっても専門知識を有する者を配置するなど、「子どもの利益」となる職員配置が期待される。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑦	発達障害など障害を有する子どもに対し、障害特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている。	b
【コメント】 心理的プログラムは児童相談所が作成し、保護者への対応も児童相談所が行っている。児童相談所の各担当者や嘱託医と連携はしているが、子ども一人ひとりにとって必要かつ十分な支援には至っていない。児童相談所と担当児童心理司、一時保護所が同じ意識をもって子どもに関わることが望ましい。計画する側と実施する側とで役割を分担するのであれば、計画する側から実際支援にあたる保護所に対して「納得する具体的な説明」を行うなどの配慮が求められる。児童心理司との連携内容の立て直しを行い、PDCAサイクルに沿った支援となることが期待される。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑧	医療的ケアが必要な子ども、健康上で配慮を要する子どもに対し、必要な医療支援等が得られるように体制を整えている。	b
【コメント】 子どもの医療受診体制は、児童相談所の児童福祉司や児童心理司が医療機関と調整を行い対応している。医療的ケアの必要な子どもについては、児童相談所の保健師に相談して助言を受けている。一時保護所では、服薬管理を任されているが、看護職や保健師の配置がないため所内の担当職員が管理している。精神薬は特に安全管理が必要があり、薬剤に特化した知識が少ない職員にとって必要以上の負担を与えている。子どもに大きな影響を与えかねないため、薬の使用量や効能、また正しい症状や副作用など、薬に関する知識を持った職員が担当することが望ましい。服薬は「命に関わる特殊な行為」である事を踏まえて、子どもの不利益にならないために専門知識を持つ看護職や保健師の配置を強く求めます。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑨	(外国籍の子どもに対し、) 宗教や文化、生活習慣などの違いを尊重し、配慮している。	b
【判断した理由・特記事項等】 過去に受入実績があり、受入れの際には、宗教や文化の自由について配慮を行い保障している。文化的背景や生活習慣の違いを理解し、子ども一人ひとりの権利が損なわれないように支援している。食事提供は、給食の委託業者の協力により対応している。マニュアル作成や外部専門家の支援を受ける体制については検討中である。県東部には外国籍の世帯が多く居住している。一時保護所の緊急保護受入れに対応できるように、県東部の市町ごとの国際交流センターなどで国籍の分布状況の分析や必要となる支援、また、外部支援の必要性について検討することが期待される。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑩	幼児の受け入れに対し、発達段階等への配慮や、必要なケア、子どもが一般的に得ることのできる保育環境にも配慮した体制を整えている。	b
【コメント】 保育を分担する職員が、一人ひとりの発達段階に合わせた保育メニューの作成に努めているが、すべての幼児に対応するには至っていない。日常では、幼児の年齢に応じて玩具や知育教材を活用し、職員全員が協力して、安全に配慮した保育を行っている。昨年度の0～5歳児の受入実績は15名であり、保護日数も前年比で10日程長くなっている。受入日数の長期化を考えると、「保育週計画・活動記録」の内容の見直しと適切な活用方法の検討が求められる。「経験」と「感化」を意識した保育を基本として、発達段階に合わせた「保育週計画」となる事が期待される。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑪	子どもの支援・指導にあたっては、子どもの性別に配慮した体制を整えている。	b
【コメント】 男女間のトラブル防止のため生活空間を分けており、職員による支援も基本的には同性が行っている。児童相談所に常駐している保健師に、性についての講話や定期的な性教育を依頼しているが、児童相談所の業務が繁忙なため実現していない。性教育は、基本的に児童相談所の担当児童心理司が行うが、当所でも「性」について初歩的なことを話し合う機会は設けている。性別への配慮として、「男らしく、女らしく」という固定観念で子どもを見ていないか、常に意識して関わっている。県の教育機関で実施されている性教育の実態を調査し、「年齢に応じた男女の関りについて」をカリキュラムとして取り入れるなどの取組みが期待される。		

(1) 権利の保障		評価 結果
⑫	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】 中学生や高校生に関する図書や遊具が少ないことは職員も把握している。地域のボランティアの受入れに関しては、地域資源の情報は収集し、可能性を模索しているが個人情報やプライバシー保護の観点から行っていない。当所敷地内のグラウンドは遊ぶスペースが狭く、音や声が近所迷惑になることで使用機会が限られているが、子どもからは「外遊びの時間を増やして欲しい」との要望がある。児童相談所の職員が来所した際には、大きな公園や広場に職員と一緒に出かけて思い切り遊べるように努めている。当所の運営方針、「年齢や性別に配慮しつつ公平に対応する」に沿って、年齢段階に応じた文化図書や遊具はバランスよく揃える事が望ましい。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
①	すべての職員は、子どもに対する威圧的な態度や、体罰、自尊心を傷つけたり人格をおとしめるような発言等は、子どもの人権を侵害するものであることを理解している。	b
【コメント】 職員用のハンドブックには、「人権を尊重した支援」について記載があり、掲示物でも周知している。また、毎週の会議においても子どもの人権について話し合いを行っている。子どもの入れ替わりが激しいため、基本的な実施方法は策定していない。今後起こり得る危険行為や迷惑行為などに備え、子どもに対して同じ対応ができるように、基本姿勢の統一を図ることが望ましい。様々な状況に対して望ましい対応を行うためには、記録に残すことを徹底し、所内研修などで過去の事例を振り返り検証する機会を設けることが期待される。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
②	すべての職員は、子どもに対する指導等が必要なときも、高圧的・強権的な手法に依存することなく、子どもの人権を尊重した適切な指導を行っている。	b
【コメント】 職員はハンドブックの指針等を確認しながら、不適切な関わりの防止に努めている。日々の申し送り時においても、報告や話し合いを行っている。不適切ケアがあった場合には、課長への連絡を経て児童相談所に連絡することが決められている。子供との話し合いは児童相談所の担当者が行うため、当所では敢えて話し合いの時間を設けていないが、上司と児童相談所の間で検証を行うことはある。報告、検証から予防や改善、望ましい指導法を導くために、記録の徹底が期待される。さらには、子どもと一番密接に関わる職員の身や心を守るためにも、様々な事例や記録による振り返りと検証の場が求められる。利用者アンケートの回答により、「優しく接してくれている」や「乱暴な言葉を使わないから自分から接しやすい」などのコメントが寄せられている。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
③	仮に職員による子どもの人権侵害が発生したとしても、それが見逃されることはなく、職員に対する適切な指導を行っている。	b
【コメント】 被措置児童等虐待の届出・通告制度に関しての対応マニュアルは整備されていない。届出等があった場合、当事者である子どもが不利益を講じないように、職員や児童相談所の担当者等が複数で対応している。届出の方法として、意見箱等があることを入所時にパンフレットを提示して説明している。職員間での検証は、複数で行うなどの体制を整えている。子どもに対しては、複数の職員での対応が基本であるが、職員体制の都合により朝夕は困難な状況である。届出や通告があった場合の対応や一連の流れは、職員に周知することを踏まえて明文化することが望ましい。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
④	子ども間でのいじめ、暴力、力による支配・隷属、男女間のトラブルなど、不適切な関係が発生することを防ぎ、子どもを守るための対処を行っている。	a
【コメント】 職員は、子どもたちに「保護所が居心地が良い安心できる場所」であることが伝わるように支援している。子ども同士の関係性や年齢、一人ひとりの資質等に気を配り、トラブル回避に努めている。子ども同士のトラブルが起こらないように、子どもの様子を密に観察したり、今までの事例から暴力行為の発生を予測して予防に努めたりしている。特に、子ども一人ひとりへのフォローは、児童相談所と連携して丁寧に行っている。暴力を受けた職員には、仕事が継続できるように上司がフォローアップしている。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
⑤	すべての職員は、子どもは放置されてはいけないこと、子どもへの付き添いや愛着形成等の大切さを理解している。	b
【コメント】 夜間に不安を訴える子どもには、好みのグッズを渡したり、寝入るまで添い寝をしたりして安心できるような支援を行っている。夜間の対応は同性職員が担当し、巡回を小まめに行っている。常時モニターを確認しながら、迅速な対応を心がけている。0歳から5歳の幼児は特に「愛着形成」が必要な年齢であるが、乳児の段階で「基本的信頼感」が養われていない可能性は否定できない。短期間であっても、日常生活の中で子どもにとって望ましい「信頼関係」を培うための支援が必要となる。特に幼児に関する支援については、綿密な支援方法を検討し職員全員で共有することが求められる。		

(2) 人権侵害の防止		評価 結果
⑥	すべての職員は、一時保護所の集団生活の環境ではさまざまな権利の衝突によるトラブルが生じやすいこと、そのような場合の適切な対処・解決策を考えていくうえで人権の観点が重要であることを理解している。	b
【コメント】 職員間でのケース検討会議は行われていないが、毎週の課内会議で入所ケースの近況、動向等の討議及び共通理解を行っている。トラブルが起こりそうな場面については、すぐに状況や対策について話し合っているが、発生後の事例について時間をかけて検証や検討するまでには至っていない。様々なケースにおける適切な対処や解決策を学ぶことの重要性は、全員が十分に理解している。当所の現状を踏まえると、改めて研修や勉強会の場を設けることが難しいことは理解できるが、職員全員が納得する「業務時間の有効活用」について今一度話し合うことが期待される。		

Ⅲ子どもの生活環境の整備

		評価 結果
①	生活環境の整備にあたっては、できるだけ子どもの意見等も反映できるように配慮している。	a
【コメント】 イベントは所内で行うことがほとんどであるが、子どもたちが主体的に参加できるように配慮している。イベントの食事は、厨房で調理して提供している。型抜きしたトーストや季節の行事食を提供して、目でも楽しめるように工夫している。利用者アンケートでは、「食事はいつもおいしい」や「どんな飾りがあるのかな？と楽しくなる」などの子どもたちの思いが確認されている。子どもの希望を聞いて提供しようとしているうちに、退所を迎える子どもが多いので思うようにはできていない。子どもにとっては、「叶えようとしてくれた」や「できない理由を説明してくれた」など、子どもが「自分に向き合ってくれている」ことを直接感じていることが重要である。職員が、子どもたちのために配慮していることは十分に窺える。		

		評価 結果
②	居室については、一般的な家庭において子どもが得ることのできる居住環境等にも配慮し、プライバシーの確保された落ち着ける居住スペースとするように配慮している。	a
【コメント】 建物の構造上の都合で、小規模グループケアのような環境作りは難しいが、男女別々でもみんなが集まる広間では、カーテンやパーテーションを使って個別に使用できるような工夫をしている。居室はすべて個室で、入口ドアの小窓にはカーテンや貼り紙で部屋の様子が直接見えないようにしている。兄弟揃って入所した場合は、一緒に部屋で生活することがある。また、小さな子どもの居室は、宿直室の正面の部屋を用意して、いつでも目の届く範囲で支援している。		

		評価 結果
③	集団生活の中で、安心してできるだけびのびと過ごすことできるように、遊び場や遊び道具などについての配慮・工夫をしている。	b
【コメント】 子ども一人ひとりが不公平感を抱かないような工夫を行い、楽しく過ごせるように支援している。楽しく過ごすために、ゲームは1人30分、CDやDVDは土曜と日曜に分けるなどのルールを決めている。子ども同士が、じゃんけんやあみだくじなどで順番を決めている。所内の運動場は狭いため、男子と女子や年齢で分けて交互に使用しているが、使用時間については足りないと感じている子どもがいる。権利の保障の項目でも述べたが、中学生や高校生に適した文化図書や遊具の提供については、検討の余地が残されている。		

		評価 結果
④	食事、入浴等の日常生活に関することについては、集団生活における一定の制約はあるが、できるだけ一般的な家庭における生活習慣に近いものになるように配慮・工夫をしている。	b
【コメント】 食事はすべて所内の厨房で調理しており、手伝えることはしないが大きな子どもは自分の膳を下げている。短期で退所する子どもが多いため、個別の食器は用意していない。夜間の入浴が理想であるが、職員配置の関係で午後入浴としている。お風呂に入る順番は、毎日のローテーション制で入浴している。訪問当日のおやつは手作りの一口ピザ2種で、子どもたちが職員と一緒に恥ずかしそうに調査員に手渡してくれた。相手に渡す時に「どうぞ」と言うことや、渡し方などを自然と学ぶ機会を得ている。調査員が丁寧にお礼を伝えた時の子どもの表情は、とても嬉しそうであった。所内の状況や子どもの動向を考えれば、食器の用意や入浴時間に関してはやむを得ない対応である。		

		評価 結果
⑤	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供し、食事を楽しめるような工夫をしている。	b
【コメント】 食事時間は日課で決められており、子ども全員で一緒に食事を摂っている。コロナ禍で対応していた「一方を向いて静かに」の食事形態は、感覚過敏の子どもがいることでそのまま継続している。感染症を考慮して外食は行っていないが、弁当を持って一日遠足などに出かけている。厨房が委託である関係で調理実習や手伝いは難しいが、簡単なおやつ作りは実施している。「歯磨きの重要性」などについては児童相談所の保健師による講話を行っており、今後も継続していく考えである。食後の膳を厨房に下げて、「ごちそうさま」をするなどの挨拶も教えている。児童相談所職員等の大人と一緒に食事を摂るなど、交流の機会の復活が期待される。		
		評価 結果
⑥	子どもの自尊心やプライバシーに配慮し、適切な入浴の機会が与えられている。	a
【コメント】 居室等の生活スペースは、男児が2階で女児が1階に分かれており、それぞれの階に入浴室と脱衣室が設けられている。一人で入浴できない幼児に対しては、許可を得てから同性職員が入浴室まで一緒に入り支援している。入浴支援に限らず、基本すべてにおいて同性職員が支援を行っている。入浴環境に関しては、冷暖房設備が整い小まめに清掃を行っている。適切な入浴時間かどうかよりも、子どもにとって安全で安心な入浴であることの方が重要である。現状の保護所の職員配置においては、午後から夕食前に入浴が「安心・安全」を担保できる時間と判断することができる。		
		評価 結果
⑦	衣服は清潔で体に合い、季節に合ったものを提供している。	b
【コメント】 衣服の提供は、体に合ったものを中心に子どもの好みを聞いて貸与している。なるべくスポーティーな服装で統一を図っており、総務課を通して当所で衣服を購入している。本人の希望に沿ったものを用意するように努めているが、必ずしも満足していないことを職員は懸念している。洗濯や補修、洗濯物のたたみ、片付けなどは子どもと一緒にやっている。前回評価と同じコメントになるが、運動靴の踵に外からサイズを書くことが慣例に沿ってのことであるなら、子どもの自尊心への配慮として靴の中などに記入する等を検討されたい。室内履きは、安全に配慮したサンダルを使用している。		
		評価 結果
⑧	居住スペースや共有スペースについては、常に清潔に保つとともに、空調、採光、照明等の配慮を行っている。	b
【コメント】 所内は清掃が行き届いており、玄関ホールには子供たちが書いた絵が整然と飾られている。子どもが全員集まる広間は、常に明るさを保つよう努めている。掲示板には、様々な約束事や献立表、雨の日ボックスの内容など、主に子どもたちへの連絡事項が貼られている。子どもの居室は入れ替えが激しく、清掃や布団の片付けなどは行っているが、個別の装飾はしていない。家具什器類の修繕は、職員で直せる程度であればその都度直しているが、予算措置が必要な物に関しては児童相談所の総務課を通すため迅速な補修や購入ができていない。子どもにとって「過度な寒さや暑さ」は生活や健康に大きな影響を与える環境となり得ることを考慮すべきである。所内の設備は必要最低限であることを認識し、設備の修理や交換に関しては、理念方針である「子どもの最善の利益」に沿った一刻も早い対応が求められる。		

			評価 結果
	⑨	子どもの健康管理・健康チェックを行い、体調の悪い子どもへの配慮や、感染症などが施設内で広がらないような工夫などを行っている。	b
【コメント】 子どもの健康チェックは、毎日の体温測定、顔色チェック、食事の摂取状況、排泄などを把握し、生理などにも配慮している。身だしなみを整えるのが難しい子どもに対しては、職員が手伝っている。医療機関への受診等は児童相談所を通して対応している。処方薬の管理や配薬については、看護職員や保健師が不在のため担当職員が行っている。薬の効能等は書類で確認できるが、精神薬の取扱いや副作用などについては職員にとって大きな負担となっている。処方薬の管理含め、子ども一人ひとりの体調管理や感染症の予防や対応などは的確な判断が必要である。専門知識をもつ看護職員や保健師の配置が強く求められる。			

			評価 結果
	⑩	子どもが無断外出しないように体制を整えている。	b
【コメント】 過去に無断外出をされたケースがあり、無断外出に対してのマニュアルを作成している。職員全員で見直しも行っている。マニュアルに沿って、無断外出をした時の状況を児童相談所の担当者から確認を行い情報をまとめている。振り返りのプログラムは用意していないが、その都度話し合いを行うようにしている。事務室や宿直室には監視カメラのモニターがあり、子どもの様子を確認できるようになっている。			

			評価 結果
	⑪	外部から不審者等が侵入しないように体制を整えている。	a
【コメント】 侵入者に備えて緊急対応マニュアルを作成しており、見直しも行われている。プライバシー保護の観点から、出入口すべてを施錠して外部からの侵入を防止している。防犯カメラの設置や緊急通報体制の書面を作成し、事態が発生した場合の対応方法などを明確にしてスムーズな対応ができる体制を整えている。無断外出発生時の対応含め、緊急対応に関するマニュアルはフローチャートでわかりやすく示されている。			

Ⅳ 施設運営

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価結果
①	施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析した上で経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 一時保護所は児童相談所の管轄下であり、社会レベルの経営状態の把握や管理は主に児童相談所が行っている。所内の支援内容や組織体制、設備整備に関する情報や課題は毎週の観察会議で共有し、改善策を検討している。保護児童の傾向調査として、種別や入所期間、服薬などの分析を毎年行っている。所内で可能な日常的なコスト削減として、できる範囲で光熱費の節約に努めている。所内における設備整備や修繕に関する課題は多く、苦慮している。静岡県健康福祉部や児童相談所担当課による視察等を実施し、子どもの実際の生活レベルや所内の設備状況を把握することが求められる。		

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価結果
②	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 一時保護課の事務分掌に応じて担当者を配置し、事務内容別に「事業計画」が策定されている。事業計画には、事務内容に応じた目的、内容、進行スケジュール、実施内容が記入されている。職員間での把握やスムーズな引継ぎに配慮した事業計画となっている。年度末に事業内容の評価を行い、事業報告には、実践状況や取組み内容、反省点や次期への課題などの記載があり、次年度の事業計画に反映されている。子どもの「安全・安心」を最優先に支援を行うため、事業計画を子どもに説明することや意見等を反映させることは難しい。職員は、常に話を聞く姿勢で子どもに寄り添い、可能なことは取り入れるように努めている。利用者アンケートの回答より、「何かあったの？と言ってくれて安心した」と子どもの声が確認できている。		

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価結果
③	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 子ども一人ひとりの支援に関しては、毎週の観察会議で支援方針や具体的な方法について検討している。支援内容の検討→具体的な支援→評価→改善の流れを繰り返しながら、支援の質の向上に努めている。第三者評価基準に沿った自己評価を毎年行い、定期的に第三者評価を受審している。今回の第三者評価では、職員全員が実際の支援についてありのままを自己評価している。評価に関しては、第三者評価もしくは自己評価(P)→実施(D)→結果の集計や分析(C)→検討や改善(A)の流れに沿って実施することが期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
①	児童相談所長の責任が明確にされているとともに、リーダーシップが発揮されている。	a
【コメント】 児童相談所長と一時保護所課長の職務は、東部児童相談所組織図に示されている。児童相談所長が直接指導する機会は少ないが、保護所職員に向けて研修等の情報提供を行っている。また、児童相談所長自ら受講した研修内容や自身の経験等、参考になる内容を発信している。一時保護所の実質的な管理者である課長は、常に子どもにとって最善となるような選択と判断に努め、職員の理解と協力を得られている。課長自ら毎月のお便りを作成し、関係機関各所に「保護所の実状と子どもの様子」を発信している。一時保護所と地域学校との連携強化を課題としており、市町村要保護児童対策地域協議会への参画を実現させている。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
②	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
【コメント】 必要な福祉人材の確保においては、前回の第三者評価受審年度であった平成29年度から看護職員と保健師の増員を要望しているが、6年が経過した現在も実現していない。現在は、管理者である課長が宿直業務に従事することはない。やむを得ない場合や緊急時に代行する場合はあるが、所内の夜間帯の状況把握を行う機会として捉えている。人材定着や育成に関しては、所内での検討や対応は可能であるが、人材確保や採用活動は静岡県健康福祉部の主導で行っているため、保護所独自で取組むことは難しい。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
③	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 定時での退勤や有休休暇の取得を観察会議等で促し、休暇を取りやすい環境や日常から話しやすい雰囲気づくりにも努めている。個人面談は必要に応じて行っている。体調不良等有休休暇を有効的に取得する職員がいる一方で、その分の業務を担う若手職員に負担がかかる事も少なくない。様々な生い立ちや障害を抱える子どもに寄り添う職員にとっては、休暇を適切かつ平等に取得してこそ心身の健康を守ることができる。職員が健康であることで、子どもの安全・安心が守られると言っても過言ではない。前項で述べた、看護職員と保健師の増員が実現することで児童指導員の心のゆとりにつながり、さらに働きやすい職場となる事が期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
④	実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 児童相談所としてインターンシップの見学を受け入れている。児童相談所の新任職員宿泊研修や新規採用職員宿泊研修に関しては、宿泊設備が無いため通所での受入れを行っている。当所では、子どもたちの安全・安心を最優先として、個人情報漏洩等には細心の注意を払う方針であり、福祉大学等の実習生受入れは実施していない。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑤	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 県ホームページに「児童相談所事業概要」を掲載し、児童相談所の運営や状況を毎年度公表している。同事業概要に「一時保護の状況」を掲載しているが、一時保護所の存在意義や役割等は公表していない。一時保護所の歴史は古く、子どもが初めて福祉と出会う場として必要不可欠であるとされているが、世間では「一時保護所の存在意義や役割」はあまり知られていない。所在地や連絡先、個人情報等を伏せるのは当然のことであるが、一時保護所の存在意義や役割について公表することで、医療機関や学校関係との連携強化、何よりも地域の理解を得るきっかけとなる事が期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑥	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 県の規則等に基づいた適切な運営を行っている。経理や取引等の業務は、東部児童相談所(東部健康福祉福祉センター)の総務課が担っており、一時保護所として内部監査を受けている。所内の事務分担やルール等は、職員用のハンドブックに集約されており、全員で共有している。職務は事務分掌として業務内容を細分化し、主任と副主任が決められている。業務内容は事業計画に落とし込まれ、担当が変更になってもスムーズに継続できる具体的な内容である。		

(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑦	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 地域の体育館を借りて月に2回の体育活動を行ったり、地域の医療機関に受診したりしているが、基本的に地域との関わりはない。子どものプライバシー保護や安全・安心等への配慮により、地域社会に対する情報発信はしていないが、関係機関には毎月の「〇〇通信」等を通じて、当所の活動等を知らせている。今後の取組みとして、近隣の「子ども食堂」などと交流するなど、できることからコツコツと地域との繋がりを広げたいとの考えを示している。地域交流の基本的な考え方等を文書化し、振り返りや検討の際の指標とすることが望ましい。		

(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑧	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 過去には竹細工などの子どもの利益となるボランティアを受け入れていたが、平成27年度以降の実績はない。子どもの事情や心身状態が年々複雑になっている事や個人情報保護の観点により、ボランティア受入は慎重に行うべきと判断している。職員がさらに子どもと寄り添う時間を確保するためには、後回しになりがちな衣類の修繕や整理、グラウンドや外回りの環境整備などでボランティアを活用することは、検討の余地が残されている。事業計画によるボランティア受入の目的である、「入所児童の生活・余暇活動の充実を図る」において、生活面の充実を図るために職員をサポートするボランティアの受入れが期待される。学校教育においては、夏季休暇中の課題など学校からの協力依頼には対応している。		

(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑨	施設が有する機能を地域に還元している。	c
【コメント】 近隣への挨拶や配慮は適宜行っているが、地域との交流がないため災害時の協力体制などは確認できていない。災害時に地域住民をある程度受け入れることを想定した物資等の確保に努めているが、いざという時にスムーズに活用されるとは限らない。普段から地道に地域と関わり、関係者との信頼関係を構築することが、最終的に「子どもの利益」に繋がると考えられる。地域との関りが深まってこそ、地域での保護所の役割が明確となる。子どもを社会全体で守るためにも、地域交流に向かって一歩踏み出すことが期待される。		

(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑩	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 県の東部地域、富土地域、加茂地域から子どもを受け入れて一時保護業務を行っているため、各児童相談所とは定期的に連絡や調整を行っている。各地域のニーズは把握しているが、所在地域のニーズの把握には至っていない。子どもの「秘匿性」を守るために、閉ざされた保護所である必要はない。子どもの秘匿性を守りつつ、開かれた保護所にしていくためには、受入れや交流の「許容範囲」を少しずつ広げていくことも検討されたい。許容範囲を広げていくことで、地域のニーズの把握にたどり着くことが期待される。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑪	子どもの基本情報、アセスメント結果、支援方針等の情報について、職員間で共有し、円滑な業務の引き継ぎや支援方針に齟齬が生じないようにすることが可能な体制を整えている。	a
【コメント】 毎週水曜日の午前に行う児童相談所の「総合会議」には職員が交代で出席し、一時保護児童の現況を報告している。現況報告の内容は、定められた様式で県内各児童相談所及び中央一時保護所に情報提供し共有している。同水曜日の午後には、所内の「観察会議」と「課内会議」を同時に行い、総合会議の内容を課内会議で共有している。観察会議において、ケースワークの状況や子どもの支援方針の確認を行い、その具体策について検討している。日々の支援において、子どもに対して職員全員が同様に関り齟齬が生じないように努めている。毎日2回の申し送りでは、子どもの現状報告や具体的な支援方法、留意点などを引継ぎ共有している。所内における事業内容のベースが「事業計画」であり、支援方法のバイブルを「ハンドブック」として、職員全員が共通認識の下で支援を行っている。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑫	子どもへの支援に際し、児童相談所の他部門と連携が可能な体制を整えている。	a
【コメント】 児童相談所情報管理システムの導入により、児童相談所と一時保護所双方の記録が閲覧可能となり、迅速かつ的確な情報共有が行われるようになった。児童相談所の会議に出席し、児童相談所職員が面接で来所した際や電話等による情報共有も行っている。同情報管理システムはメリットが高い仕組みではあるが、あくまでも「的確さ」と「迅速さ」に特化したものである。システムに頼りすぎずに、支援する職員たちが情報から何を感じて子どもの支援にどう反映させるかが重要である。さらに綿密な「意見のすり合わせ」を行い、連結部分が強い連携体制の構築が期待される。		
(2) 施設の運営管理		評価 結果
⑬	子どもへの支援に際し、学校、医療機関等、必要な外部機関と連携が可能な体制を整えている。	b
【コメント】 子どもの支援に係る連絡先リストは、事務所内に掲示されている。一般的な一時保護所のイメージは、全国の児童相談所や一時保護所が自ら発信している「特性がある閉鎖的な施設」に近いものであることは否めない。医療や学校などの関係機関においては、一時保護所の実状を見学等で見て感じてもらうことで、「地域に開かれた一時保護所」の第一歩となることが期待される。現状においては、子どもが関わる医療機関や学校等との関りを児童相談所が担っているが、子どもの様子を一番近くで見て把握している一時保護所にも「支援で必要な連携を直接担う役割」を与え、連結部分の体制強化に繋げることが求められる。改めて、現状が「子どもの権利、安全・安心」を最優先に考えた連携体制となっているか、児童相談所を含めて検討することが望ましい。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑭	職員の技能の向上や人材の育成に向け、必要な研修受講などを通じてスキルアップを図ることのできる体制を整えている。	b
【コメント】 当所では、職員の年齢や経験を鑑みて県外研修への参加を決めている。県では、外部研修として「専門分野研修」、児童相談所等職員専門研修として「ステージ研修」に分類されており、階層ごとの必須研修や必要に応じた専門研修には参加している。参加した研修内容の周知は伝達研修が主で、参集してディスカッションを行う内部研修を実施することは難しい状況である。常に流動的な支援を行う職員にとって、状況に合わせた確認や課題の検討を観察会議と課内会議の中で実施することは理に適っている。しかしながら、所内全体のスキルアップを図るには、弱い部分の打開に向けたすり合わせや具体的な補強策について、内部研修等で徹底して行うことが求められる。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑮	個人情報など機密性の高い情報については、外部漏えい等を防ぐための厳重な管理体制を整えている。	a
【コメント】 個人情報保護は、条例や静岡県の管理規定に基づいて実施している。定期的に県全体での研修会が開催されたり、オンラインで学ぶ機会や意識啓発をする機会が設けられている。電子決済やメールでのやり取りの際にはパスワード付きで送付するなど、リスク軽減に努めている。第三者評価受審においても、担当課である静岡県こども家庭課との電話やメールでのやり取りで、個人情報管理について数回確認が行われている。静岡県と契約の折には、契約書の「個人情報取扱特記事項」において厳重な内容が示されている。		

(2) 施設の運営管理		評価結果
⑯	事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している。	b
【コメント】 防災計画があり、月に1度の避難訓練と年1回の総合防災訓練を実施している。食料備蓄と自家発電設備はあるが、生活用水については検討の余地がある。災害時の水不足は想像以上に深刻であることを職員にも周知されたい。台風15号の県中部の水不足や能登半島地震などを踏まえ、所内における生活用水の必要量を分析して早急に備蓄しておくことが求められる。防災マニュアルは今年度一部改正している。地元消防署との連携はできているが、その他機関との連携は今後の課題である。		